

平成23年度国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施要綱

1 目的

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

2 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業公募要領により、採択された法人とする。

3 事業内容

アジア諸国を対象とし、事業の内容は以下のとおりとする。

国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、社会的に脆弱な人々、とりわけ、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などの組織化（互助団体の設立）し、おおむね、以下の活動の支援を行うことで、自律的な組織活動を確立する。

(1) 事業実施対象地区（パイロット地区）

2ヶ国、各5カ所の計10カ所

(2) 事務所設置及び体制

各国1カ所の計2カ所

現地専門家（各国1名）及び現地雇上職員（各国1名）の計4名

(3) 事業実施内容

ア 貧困地域における支援施策に関する改善支援

(ア) 貧困地域における支援施策に関する調査

(イ) 貧困地域における支援施策の改善に関するワークショップ

イ 脆弱な人々の組織化（互助団体の設立）支援（パイロット事業）

(ア) 互助団体等の組織化支援

(a) 互助団体設立等の組織化に関するワークショップ

互助団体設立等に関する労使団体を対象としたワークショップを開催する。

(b) 互助団体設立等の組織化に関する人材育成

互助団体設立等の組織化に関するトレーナーとなる者に対する訓練を行う。

(イ) 組織の自律的活動確立支援

(a) 職業訓練指導員の人材育成

職業訓練に関するトレーナーとなる者に対する訓練を行う。

(b) 法律制度及び金融制度に関する指導員育成

法律制度及び金融制度に関するトレーナーとなる者に対する訓練を行う。

(c) 職業訓練等に関するコンサルティング

職業訓練等の改善に関し、専門家が巡回指導を実施する。

ウ 調査結果及びパイロット事業成果の共有

(ア) 政労使三者セミナー

パイロット事業で得られた教訓や経験を ASEAN 諸国に普及するため、国際的な労使ネットワークを活用し、セミナーを開催する。

(イ) 各国政府への普及のためのワークショップ

ILO等の国際機関と連携した各国政府職員を対象にしたセミナーを開催する。

4 経費負担等

大臣は、予算の範囲内で、アジア開発途上国雇用・労働支援事業に係る経費について別に定める基準（アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

5 実施時期

この要綱は、平成23年 月 日より適用する。

6 その他

事業の実施上、本実施要綱に依りがたい場合は大臣に協議するものとする。

国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援事業(平成23年度)

必要性

- 1 政府の公的サポートの行き届かない貧困層(インフォーマルセクター)の存在
- 2 他国が貧困層に直接アプローチしても、事業効果の持続性の確保が困難
- 3 既存の地域に根ざした組織(労使団体)を使った支援が必要

